

No.	該当項目	ページ	質問	★回答★
1	募集要項	P3	【自主事業・第三者委託について】 自主事業の実施にあたっての制約についてご教示ください。 ①実施できる自主事業の範囲について、施設の設置目的等に照らした制限はありますか。 ②業務の一部の第三者委託は本市の書面による承諾により可能とされていますが（募集要項P3）、自主事業（例：飲食・物販等）を運営委託の方式で実施する場合も同様に承諾により可能でしょうか。その場合に必要手続き・時期をご教示ください。	①自主事業は、業務の基準P.7「ク 自主事業の実施」に記載のとおり、設置目的を損なわない範囲でご提案ください。 ②自主事業を運営委託の方式で行う場合も第三者委託と同様に可能です。 ①②の場合とも、具体的には運営事業者選定後に協議の上、運営開始までに本市の承諾を得て実施してください。
2	募集要項	P7	【7（5）①法人等に関する要件】 「①法人等に関する要件」を満たさない法人は、今回の申請資格を得られないとのことですが、イベント等の実施にあたっては、建物所有者またはそれ以外の「① 法人等に関する要件 コ」に該当する法人との共催や協力を得ることは可能でしょうか。	イベント等の実施にあたって、建物所有者との共催・協力については可能です。 その以外の「法人等に関する要件コ」に該当する法人との共催・協力を検討している場合には、都度建物所有者に可否の確認が必要になります。
3	募集要項	P9	役員の履歴書は具体的にどこまでの情報記載が必要になりますでしょうか。	役職、氏名の他、略歴をご記載ください。
4	募集要項	P9	副本に添付する証明書や謄本等においても団体名は黒塗り対象になりますでしょうか。	副本に添付する証明書や謄本等のコピーについても、団体名は黒塗りしてください。
5	募集要項	P9	提案書の様式について、縦横の指定はございますでしょうか。	指定はございません。
6	募集要項	P9	提案書の電子データ提出について、提出形式はPDFファイルとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
7	募集要項	P9	【7（6）提出書類⑦】 「提出書類」⑦について、定款等の原本証明（現行のものと相違ない旨の証明の記載）は必要でしょうか。	原本証明は不要です。ただし、最新のものを添付してください。

No.	該当項目	ページ	質問	★回答★																																										
8	募集要項	P11	収支計画における入館料収入の積算にあたり、直近年度（令和6年度及び令和7年度）の入館料収入及び入館者数について、券種別（大人・小人・幼児の別、個人・団体の別、減免適用の有無等）の内訳をご開示いただけないでしょうか。	現在公表している項目以外は、現運営事業者の管理運営上の情報であり、本市においても把握しておりません。 【参考】月別入館料は以下のとおりです。 ■ 月別入館料 (円) <table><tr><th>月</th><th>令和6年度</th><th>令和7年度</th></tr><tr><td>4月</td><td>27,523,980</td><td>30,166,920</td></tr><tr><td>5月</td><td>32,440,060</td><td>33,848,700</td></tr><tr><td>6月</td><td>32,989,480</td><td>32,317,000</td></tr><tr><td>7月</td><td>40,884,420</td><td>38,197,040</td></tr><tr><td>8月</td><td>54,175,720</td><td>58,373,440</td></tr><tr><td>9月</td><td>29,677,620</td><td>29,208,280</td></tr><tr><td>10月</td><td>29,610,720</td><td>33,731,920</td></tr><tr><td>11月</td><td>28,080,280</td><td>28,342,280</td></tr><tr><td>12月</td><td>23,459,400</td><td>23,975,660</td></tr><tr><td>1月</td><td>28,777,940</td><td>29,142,260</td></tr><tr><td>2月</td><td>31,116,580</td><td>27,548,120</td></tr><tr><td>3月</td><td>35,223,560</td><td>35,546,500</td></tr><tr><td>計</td><td>393,959,760</td><td>400,398,120</td></tr></table> ※入館料売り上げには、前売券等の収入を含まない。	月	令和6年度	令和7年度	4月	27,523,980	30,166,920	5月	32,440,060	33,848,700	6月	32,989,480	32,317,000	7月	40,884,420	38,197,040	8月	54,175,720	58,373,440	9月	29,677,620	29,208,280	10月	29,610,720	33,731,920	11月	28,080,280	28,342,280	12月	23,459,400	23,975,660	1月	28,777,940	29,142,260	2月	31,116,580	27,548,120	3月	35,223,560	35,546,500	計	393,959,760	400,398,120
月	令和6年度	令和7年度																																												
4月	27,523,980	30,166,920																																												
5月	32,440,060	33,848,700																																												
6月	32,989,480	32,317,000																																												
7月	40,884,420	38,197,040																																												
8月	54,175,720	58,373,440																																												
9月	29,677,620	29,208,280																																												
10月	29,610,720	33,731,920																																												
11月	28,080,280	28,342,280																																												
12月	23,459,400	23,975,660																																												
1月	28,777,940	29,142,260																																												
2月	31,116,580	27,548,120																																												
3月	35,223,560	35,546,500																																												
計	393,959,760	400,398,120																																												
9	募集要項	P11	入場料収入の内訳資料がございましたらご開示いただけますでしょうか。 具体的には、大人・子ども別入館料収入、団体利用料金収入、年間パスポート収入、「2時からチケット」収入等の区分ごとの実績について開示いただけますと幸いです。	No.8の回答をご参照ください。																																										
10	募集要項	P11	令和9年4月に開業準備のため臨時休館（全日閉館）とする場合においても、建物所有者へ支払う月額基本空調費（現状 月額3,003,400円・税別）は、通常月と同様に発生するとの理解でよろしいでしょうか。減額等の取扱いがある場合は、その条件もご教示ください。	月額基本空調費は、使用状況に関わらず定額で発生する費用であり、1か月全日臨時休館を行った場合にも通常月と同様に支払う必要があります。																																										
11	募集要項	P11	収支計画積算明細（様式6-2②）の積算を実態に即して精度高く行うため、現運営事業者の令和6年度収支実績の支出について、様式6-2②の各費目区分（人件費・事務費・管理費・光熱水費・修繕費・事業費・展示更新費・その他経費）に対応する内訳をご開示いただけないでしょうか。 ①フロアスタッフ及び受付業務に係る経費が、どの費目に計上されているかもご教示ください。 ②その他経費のうち租税公課の内訳（事業所税等の別）もご教示ください。	現在公表している項目以外は、現運営事業者の管理運営上の情報であり、本市においても把握しておりません。 ①フロアスタッフに係る経費は企画事業費、受付業務に係る経費は施設運営費に計上されています。 ②現在、現運営事業者が所有する展示物については、今後本市に譲渡される予定となっており、固定資産税の減少が見込まれますが、租税公課の内訳については、現運営事業者の管理運営上の情報であり、本市においても把握しておりません。																																										

No.	該当項目	ページ	質問	★回答★
12	募集要項	P11	フロアスタッフの配置基準の検討及び事業費の積算にあたり、現運営事業者の直近年度における次の実績をご教示いただけないでしょうか。 ①フロアスタッフ（受付業務を含む）の人数及び雇用形態別の年間延べ稼働時間。 ②ボランティアスタッフの登録人数及び年間延べ活動時間（または開館日1日あたりの平均活動人数）。	フロアスタッフの配置等については、現運営事業者の管理運営上の情報であり、本市においても把握しておりません。 なお、ボランティアスタッフの登録者数は199名（2025年度）です。
13	募集要項	P12	【7（9）申請上の注意事項 オ】 「オ」には、「申請書類の著作権は、申請者に帰属します。ただし、選定結果の公表等、本市が必要と認める場合は、申請書類の内容を無償で使用できるものとします。」とありますが、どのような場合にどのように使用することが想定されているのでしょうか。 また公表等の場合、貴市の使用内容について、意見や要望をお伝えすることは可能でしょうか。	本市に公文書公開請求があった場合に、公開することを想定しています。なお、その場合は大阪市情報公開条例に基づいて適切に対応してまいります。
14	募集要項	P13	選定に参加する外部有識者については開示されますでしょうか。	選定結果公表時にあわせて公表します。
15	募集要項 業務の基準	「募集要項」 p.17、18 「業務の基準」p.9	「※3 サービス提供に伴う施設・付属設備・展示物・備品等の損傷リスクへの対応」において、 「1 本市又は建物所有者が対応するもの 基幹的な施設等の損傷」とありますが、下部の注釈では「（注）基幹的な施設とは……建物全体」（柱・梁・床・壁等の主要構造部）及び主要な設備機器（空調機器・消防設備・昇降機等）」と記載されています。 ここでいう「主要な設備機器」とは、7月21日の「事業者対象説明会」で配布された「資料4 設備機器台帳（主要設備）」に記載のものを指すと理解してよろしいでしょうか。具体的には、トイレ便器や警報盤、吊物ボタン等の記載もありますが、すべて含まれますか。 また、募集要項P.17 リスク分担表「施設の損傷」並びに業務の基準P.9 4（3）（5）において示されている内容からすると、運営事業者が施設・設備等に関して、更新及び改修（修繕を除く）の義務並びに費用負担を負うのは、展示物等を除き、運営事業者の所有する附属設備のみであるという理解でよろしいでしょうか。	説明会資料4 設備機器台帳（主要設備）は、施設の主要な設備の設置状況を示すための台帳であり、必ずしもリスク分担表における基幹的な施設の中の「主要な設備機器」と一致するものではありません。 運営事業者が対応する施設、附属設備等の損傷は、所有にかかわらず、募集要項P.18「※3 サービス提供に伴う施設・付属設備・展示物・備品等の損傷 2 運営事業者が対応するもの」に記載の通りとなります。
16	業務の基準	P4	事務連絡会等への出席に関し、既存の会議体の開催頻度（年間開催回数）についてご教示ください。	各四半期ごとに1回、年4回開催します。
17	業務の基準	P4	これまでの定期モニタリング結果について、評価項目ごとの評価結果及び改善要請事項を含めてご開示いただくことは可能でしょうか。	現運営期間においては定期モニタリングの仕組みを設けておりません。

No.	該当項目	ページ	質問	★回答★
18	業務の基準	P7	【ク 自主事業の実施（ア）】 自動販売機や飲食施設等の設置にあたり、給排水工事・電気工事等が必要となる場合、建物所有者との工事等の協議は貴市・運営事業者のいずれが行うこととなりますでしょうか。また、設置にあたっての基準や設置可能場所をお示ください。	説明会資料13キッズプラザ大阪管理運営等協定書（案）の第10条に記載のとおり、設置基準や設置可能場所については、運営事業者が建物所有者及び本市の両方に協議を行ってください。
19	業務の基準	P8	【ク 自主事業の実施（イ）】 「自主事業の実施に伴う一切の責任は、運営事業者にあるものとする。」とありますが、原因や状況いかんによっては、貴市と協議させていただく余地もあると考えてよろしいでしょうか。	自主事業の実施においても募集要項P.17「リスク分担表」に記載のとおり、施設の維持管理、運営において本市の要因で第三者に損害を与えた場合には、本市の負担となります。
20	業務の基準	P8	自己点検・評価の実施について、 成果指標の取得方法（アンケート方式）について、調査方法及び集計方法をご教示ください。 あわせて、令和6年度以前の成果指標の結果をご開示いただけますでしょうか。	調査方法及び集計方法の指定はしていませんが、運営事業者で信頼性のある方法を検討し、実施してください。 令和7年度及び令和6年度の全体的な満足度及びこれまでの入館者数は募集要項P.3のとおりです。令和5年度の全体的な満足度については、98%となります。なお、令和4年以前はアンケートを実施していません。
21	業務の基準	P9	【4（5）施設及び附属設備等の維持保全業務 イ】 「サービスの提供に伴って生じた施設及び附属設備等の損傷等の修繕を行うこと。」とのことですが、募集要項 P 1 1 の【記入上の注意】には、修繕費の説明として「基幹的な施設等以外の・・・修繕費について計上」とあることから、運営事業者は、施設・設備全般に係る修繕の義務は負うが、基幹的な施設等の修繕経費を負担する必要はないという理解でよろしいでしょうか。	募集要項P.17「リスク分担表（※3）」に記載のとおりです。
22	業務の基準	P9	【4（5）施設及び附属設備等の維持保全業務 ウ】 「更新工事の実施については、運営事業者に実施させる場合があり、……必要に応じて、要した費用の100分の10を上限に、一般管理費として本市に請求することができるとあります。」「必要に応じて」の判断基準をお示ください。また、「要した費用の100分の10を上限」とのことですが、どのような場合に上限まで認めていただけるのでしょうか。 また、運営事業者が実施する業務の範囲はどのようなものか具体的にご教示ください。例えば工事の仕様書の作成なども含まれますでしょうか。	運営事業者が行う業務としては、更新計画・報告書・仕様書の作成、複数（原則3者）見積の徴取、覚書締結、工事発注、工事完了確認などを想定しています。これらの業務に対応する経費として、工事費の100分の10を上限として一般管理費の請求を可能としています。

No.	該当項目	ページ	質問	★回答★
23	業務の基準	P10	【４（６）施設及び附属設備の保守点検】 「こどもの街」は竣工時に貴市が寄附を受けたものであり、所有権も当初より貴市に存するとの説明ですが、外観や装飾、附属の遊具等の日常的な点検において不具合が生じている場合の改善も運営事業者の責任と費用負担で実施することになりますか。 また、他の展示物とは異なり建築物に等しい「こどもの街」に係る構造や躯体の安全点検も、運営事業者の責任と費用負担で実施する範囲に含まれますか。含まれるのであれば、必要な点検項目、点検費用や期間などについてもわかる範囲でご教示ください。	業務の基準P.13 「(6)展示物の管理点検」に記載のとおり、「こどもの街」も他の展示物と同様、運営事業者で点検を実施し、不具合が出た場合は、運営事業者の責任と費用負担のうえご対応ください。 なお、大規模な修繕が必要になった場合につきましては、本市との協議といたします。
24	業務の基準	P10	【４（10）その他 ア】 「なお、運営事業者は建物所有者と運営事業者としての義務を定めた覚書を別途締結する必要がある。」とあります。「運営事業者としての義務」については、「募集要項」の別紙６で示されていますが、建物所有者との間で締結する覚書で定められる義務は、別紙６に記載のもの以外に何かありますか。覚書の内容をご提示ください。	覚書の内容は、説明会資料13キッズプラザ大阪管理運営等協定書（案）第61条に記載の項目となります。覚書（案）は建物所有者が現在作成しており、事業者決定後、お示しいたします。
25	業務の基準	P12	①業務の基準P12（３）では別紙8の備品を「事業者間で譲渡」とし、別紙5の備品は無償で継承すると理解しています。別紙8の備品は、次期運営事業者が無償（費用負担なし）で譲渡を受けるとの理解でよろしいでしょうか。有償の場合は価格の決定方法（現運営事業者との協議等）をご教示ください。 ②別紙8に記載のもの以外にも、現運営事業者から買取（有償譲渡）等により引き継ぐことのできる資産はありますか。	①別紙８の備品は、現運営事業者が有償で譲渡を希望している備品であり、説明会資料１１をあわせてご確認ください。なお、有償で譲渡をご希望される場合の具体的に価格の決定方法は、現運営事業者との協議になります。 別紙8以外に買取等により、引き継ぐことのできる資産はありません。
26	業務の基準	P12	【６（４）運営期間終了時の展示物、附属設備等及び備品の取扱】 「運営期間の満了若しくは協定の解除または運営事業者による撤退によって運営期間が終了したときは、上記（１）に掲げる展示物は、原則として本市へ返却すること」とあります。ここで例外となるのは、「運営期間中に（貴市の承認を得て）廃棄済みのもの」や「老朽化等により運営期間終了時に廃棄せざるを得ないもの」等ということでしょうか。後者の場合、運営事業者は展示物の廃棄にあたり、事前に貴市と協議させていただくということでしょうか。	例外となるものはお示しの「廃棄済みのもの」や「壊れて使用不可のもの」を想定しています。ご質問の「事前に貴市との協議」の内容の詳細が分かりかねますが、使用できないものは運営事業者で修繕あるいは廃棄いただくことを想定しております。
27	業務の基準	P12	【６（４）運営期間終了時の展示物、附属設備等及び備品の取扱】 「上記（２）に掲げる附属設備等及び備品に加え、運営事業者が基幹事業を実施する上で調達した付属設備等及び備品は、原則として次期運営事業者に無償で継承すること」とありますが、どのような場合に無償継承の対象外となりますか。 例えば、リース物品やソフトウェアライセンスなど、所有権・利用権を移転できないものが想定されますが、ほかにも「募集要項」別紙８に記載されているようなものは必ずしも無償で継承されるものに当たらない、協議の余地があると解してよろしいでしょうか。	本公募にかかる運営期間終了時の取扱いについては、基幹事業に必要な附属設備等及び備品は、すべて無償で次期運営事業者に継承していただきます。 なお、運営事業者に所有権がないもの、利用権がないもの及び壊れて使用不可のものは対象外であると考えています。

No.	該当項目	ページ	質問	★回答★
28	業務の基準	P13	【6（5）ウ 留意事項】 展示物の知的財産権は第三者が有する場合を除き貴市に無償譲渡するものとされていますが、「事業者対象説明会」で配布された「資料13_キッズプラザ大阪管理運営等協定書（案）」の第56条においては、広報等に係る使用权についてのみに認める内容となっていると解されます。 「業務の基準」における本項目の内容は、協定書第56条の記載内容に読み替えるという理解でよろしいでしょうか。	令和8年7月24日付でホームページに掲載している業務の基準P.13「ウ 留意事項（ウ）」を修正しております。
29	業務の基準	P13	【6（5）ウ 留意事項】 寄付された展示物の設置に要した費用は、貴市にご負担いただけるとのことですが、展示物の維持管理費が高額となる場合等においては、協議させていただけるという理解でよろしいでしょうか。	展示物の内容等については、寄付者のご意向を踏まえたうえで、キッズプラザ大阪の設置目的に沿うよう、運営事業者と協議させていただくこととしており、維持管理費は他の展示物と同様にご負担いただくものと考えています。
30	業務の基準	P13	現運営事業者のロゴは原則使用不可とされていますが、館内外のサイン・看板・印刷物等に残る現ロゴの架替・撤去は、いつまでに完了する必要があるでしょうか（開館日までに全件必要か、猶予期間の有無）。あわせて、引き継ぐ公式ホームページ内に残る現ロゴの扱い（撤去・差替えの要否・期限）についてもご教示ください。	館内外のサイン・看板など既存のロゴについては撤去等の必要はありません。印刷物及びホームページについては、引き継ぎはございません。
31	業務の基準	P13	ロゴについて、カラフルなアルファベット表記のものと、ヒトをモチーフにしたシンボルマークの2種類があると思うのですが、どちらも譲渡不可という認識でよろしいでしょうか。	アルファベット表記（kidsplazaosaka）のロゴについては、キャラクターと同様に、本市が著作権を有する予定となっているため、本市の承認を得て使用が可能です。ヒトをモチーフにしたシンボルマークは、既存の看板等に記載されているものを除き、原則使用することはできません。
32	業務の基準	P17	次期運営事業者への円滑な引き継ぎについて、以下2点をご教示ください。 ①開館（令和9年4月）に向けた事前のプロモーション・広報活動について、運営準備（備品搬入は令和9年4月1日以降とされている）とは別に、運営事業予定者の選定後の準備期間中から実施することは可能でしょうか。 ②運営事業予定者の選定後、次期運営事業者が現地に常駐し、現運営事業者からの引き継ぎ（業務・運営ノウハウの承継）を行うことは可能でしょうか。	①運営事業者の選定後、令和9年4月1日までの間の広報について、実施することは可能ですが、現運営事業者の広報と混同されないよう、十分なご配慮をお願いいたします。 ②運営事業者の選定後の引き継ぎについては、選定後に現運営事業者及び本市と協議のうえ実施内容・方法等を決定します。ただし、現地に常駐して引き継ぎを行うことは想定していません。また、現運営事業者が保有する運営ノウハウについては対応できません。
33	業務の基準	P17	施設の広報の引き継ぎについてご教示ください。業務の基準P21に「公式ホームページのドメイン及び施設の代表電話番号は必ず引き継ぐ」とありますが、 ①ホームページの掲載内容やアクセスデータ等も、あわせて引き継ぐことは可能でしょうか。 ②公式SNSアカウント（過去の投稿・フォロワーを含む）についても、次期運営事業者が引き継ぐことは可能でしょうか。	業務の基準P.17「(2) イ 運営期間の終了時」に記載のホームページのドメイン及び施設の代表電話番号の引き継ぎは、本公募にかかる運営期間終了時における運営事業者から次期運営事業者への引き継ぎの取り扱いを示しております。 ①②現運営事業者から運営事業者への引き継ぎについては、施設の代表電話番号のみが引き継がれ、ホームページのドメイン及びホームページの掲載内容、アクセスデータ、公式SNSアカウントはいずれも引き継がれません。 なお、代表電話番号の引き継ぎにかかる手続き及び必要経費は運営事業者の負担になります。

No.	該当項目	ページ	質問	★回答★
34	業務の基準	P17	ホームページの引継ぎについて 公式ホームページのドメインを引き継ぐにあたり、ドメイン登録者名義、管理事業者、サーバー契約の取扱い及び引継ぎ方法についてご教示ください。また、ドメイン及びホームページデータの引継ぎに係る費用負担の考え方についてもご教示ください。	No.33の回答をご参照ください。
35	業務の基準	P17	ホームページの引継ぎについて、 ホームページのデザイン、コンテンツについても引継ぎの対象になりますでしょうか。	No.33の回答をご参照ください。
36	業務の基準	P17	現在運用しているSNSアカウント（Instagram、LINE等）は引継ぎについて現時点でのお考えをお聞かせください。	No.33の回答をご参照ください。
37	業務の基準	P17	ホームページの引継ぎについて、ホームページ上で使用されているロゴの取扱いについてご教示いただけますでしょうか。 ロゴは現運営事業者にて著作権を保有しているとのことでしたが、次期運営事業者で新たに作成したロゴについては同じく大阪市への無償譲渡には含まれないと認識してよろしいでしょうか。	新たに作成されたロゴについて、本市に無償譲渡されるかは任意ですが、無償譲渡されない場合は、館内外のサイン・看板・展示物・印刷物などのロゴについて本公募にかかる運営期間終了後に、撤去してください。
38	別紙 1 キッズプラザ大阪の概要	—	これまでの経緯について、以下団体とのこれまでの連携内容や具体的な取り組みについてご教示ください。 ・保育・幼児教育センター ・大阪教育大学	・大阪教育大学と現運営事業者は、連携協定を締結し「園外保育のヒント集」「遠足のヒント集」を発行したほか、大学の演習先として、キッズプラザ大阪で学生の受け入れなどを行っています。 ・保育・幼児教育センターは、上記の「園外保育のヒント集」「遠足のヒント集」の周知協力を行っています。
39	別紙 2 展示一覧	—	既存展示物の更新時期について、これまでの更新の要否を判断する基準や考え方をご教示ください。	基準や考え方の定めはございません。
40	別紙 4 管理区分	—	運営事業者資産・管理内の設備において、大阪市と運営事業者の管理区分をご教示ください	管理区分は別紙 4 に記載の運営事業者管理と表記されている部分（模式図で点線の表記がされている部分）が運営事業者管理となります。なお、募集要項P.17「リスク分担表」に記載のとおり、施設の維持管理、運営において本市の要因で第三者に損害を与えた場合には、本市の負担となります。
41	別紙 5 附属設備等及び備品の継承一覧	—	『休憩用ベンチ一式』は館内すべての可動ベンチと認識してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
42	別紙 5 附属設備等及び備品の継承一覧	—	インフォメーションリニューアルとは具体的にどのような備品になりますでしょうか。	1階入場口部分の附属設備等及び備品一式（チケット確認のゲート、カウンター、扉・装飾部分等）になります。

No.	該当項目	ページ	質問	★回答★																														
43	別紙 5 附属設備等及び備品の継承一覧	—	『多目的室（４F）造作一式』は床・壁・天井・机・椅子と認識してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。																														
44	別紙 5 附属設備等及び備品の継承一覧	—	ライブラリー造作一式の中に書籍も含まれますでしょうか。	お見込みのとおりです。																														
45	別紙 5 附属設備等及び備品の継承一覧	—	３～５Fにあるコインロッカーはすべて譲渡品と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。																														
46	別紙 5 附属設備等及び備品の継承一覧	—	『キッズストリート造作一式』は造作棚内にある造作物（パンや食品など）すべてと認識してよろしいでしょうか。	別紙7に記載の展示物に含まれます。																														
47	別紙 5 附属設備等及び備品の継承一覧	—	『パーティキッチン造作一式』について、IHコンロや調理設備、換気設備等すべてと認識してよろしいでしょうか。具体的に備品をご教示いただくこと可能ですでしょうか。	お見込みのとおりです。主な備品は、以下のとおりです。 ■ 主な内訳 <table><tr><th>名称</th><th>数量</th></tr><tr><td>IHクッキングヒーター</td><td>11</td></tr><tr><td>低静圧防災型厨房排気用グリスフィルタ （参加者テーブル上フード部分設備）</td><td>5</td></tr><tr><td>低静圧防災型厨房排気用グリスフィルタ （講師台上フード部分設備）</td><td>1</td></tr><tr><td>水道（参加者テーブル備え付け）</td><td>10</td></tr><tr><td>水道（講師台備え付け）</td><td>1</td></tr><tr><td>水道（カウンター用備え付け）</td><td>1</td></tr><tr><td>水道（入口付近備え付け子ども用手洗い場）</td><td>1</td></tr><tr><td>冷蔵庫（カウンター下）</td><td>1</td></tr><tr><td>製氷機（カウンター下）</td><td>1</td></tr><tr><td>冷蔵庫</td><td>1</td></tr><tr><td>冷凍庫</td><td>1</td></tr><tr><td>業務用食器洗浄機</td><td>1</td></tr><tr><td>オーブンレンジ</td><td>3</td></tr><tr><td>パワーアンプほか放送設備一式</td><td>1</td></tr></table>	名称	数量	IHクッキングヒーター	11	低静圧防災型厨房排気用グリスフィルタ （参加者テーブル上フード部分設備）	5	低静圧防災型厨房排気用グリスフィルタ （講師台上フード部分設備）	1	水道（参加者テーブル備え付け）	10	水道（講師台備え付け）	1	水道（カウンター用備え付け）	1	水道（入口付近備え付け子ども用手洗い場）	1	冷蔵庫（カウンター下）	1	製氷機（カウンター下）	1	冷蔵庫	1	冷凍庫	1	業務用食器洗浄機	1	オーブンレンジ	3	パワーアンプほか放送設備一式	1
名称	数量																																	
IHクッキングヒーター	11																																	
低静圧防災型厨房排気用グリスフィルタ （参加者テーブル上フード部分設備）	5																																	
低静圧防災型厨房排気用グリスフィルタ （講師台上フード部分設備）	1																																	
水道（参加者テーブル備え付け）	10																																	
水道（講師台備え付け）	1																																	
水道（カウンター用備え付け）	1																																	
水道（入口付近備え付け子ども用手洗い場）	1																																	
冷蔵庫（カウンター下）	1																																	
製氷機（カウンター下）	1																																	
冷蔵庫	1																																	
冷凍庫	1																																	
業務用食器洗浄機	1																																	
オーブンレンジ	3																																	
パワーアンプほか放送設備一式	1																																	
48	別紙 5 附属設備等及び備品の継承一覧	—	次期運営事業者決定後の引継ぎに関し、現運営事業者から譲渡を受ける備品について、現地での確認会や引継ぎ説明会等の開催は予定されておりますでしょうか。	引継ぎ方法の詳細については、運営事業者決定後に現運営事業者と調整のうえ、決定します。																														

No.	該当項目	ページ	質問	★回答★
49	別紙 5 附属設備等及び備品の継承一覧	—	次期運営事業者が引継ぎ時の確認において不要と判断した譲渡対象備品については、現運営事業者において処分いただけるとの認識でよろしいでしょうか。 また、その場合の処分費用の負担者についてもあわせてご教示ください。	別紙 5 に記載の附属設備等及び備品については、すべて継承していただくものとなるため、運営事業者が不要と判断される場合には運営事業者自身で処分していただく必要があります。 なお、別紙 8 に記載の譲渡可能備品について、不要と判断される場合には現運営事業者において対応します。
50	別紙 8 譲渡可能備品一覧	—	券売機は 1 F エントランスにある 2 台すべて譲渡対象と認識してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、券売機は 3 台あります。
51	別紙 8 譲渡可能備品一覧	—	受付のレジ端末は譲渡対象に含まれますでしょうか。	お見込みのとおりです。別紙 8 に記載の「券売機（窓口発券機・セミセルフレジ）」に当たり、譲渡可能対象となります。
52	別紙 8 譲渡可能備品一覧	—	文化コーナーにあるスピーカーはすべて譲渡対象と認識してよろしいでしょうか。	別紙 7 に記載の展示物に含まれます。
53	別紙 9 採点表	—	審査の際の視点について明記されておりますが、実際の配点基準はどのような方式になりますか。 特に「展示更新費用及び利益配分の提案」については、数値で示されることになると存じますが、たとえば、一定額を超えれば〇点、展示更新費用の最高額との割合で算定、順位に応じて 10 点 8 点……等、配点方法の基準をお示しいただけますか。 あるいは、具体性や実現性も加味して、各審査員が主体的に評価点を付与するのでしょうか。	選定会議での採点については、全ての項目について、別紙 9 の審査の際の視点を踏まえて、各委員が評価を行うこととしております。
54	様式 5 キッズプラザ大阪の管理運営に関する事業計画書	—	様式 5 欄外に「A4 版 40 枚以内とすること」とありますが、展示更新を提案するにあたり、より分かりやすくするため、A3 サイズで計画書をお示しすることは可能かご教示ください。 なお、A3 サイズで作成が可能な場合、その際の枚数のカウント方法も併せてご教示ください （例：A3 サイズで 1 ページの場合、A4 サイズ 2 ページ相当とする等）。	様式 5 は A4 版としてください。
55	様式 5 キッズプラザ大阪の管理運営に関する事業計画書	—	事業計画書（様式 5）は「A4 版 40 枚以内」とされていますが、 ①各項目に先立ち、表紙・目次・提案全体の要約を添付することは可能でしょうか。 ②可能な場合、当該表紙・目次・要約は 40 枚の枚数制限に含まれるでしょうか。	①表紙・目次を添付することは可能です。提案全体の要約は、プレゼンテーション時の資料として持ち込むことは可能ですが、事業計画書には添付しないでください。 ②表紙・目次は 40 枚には含めません。

No.	該当項目	ページ	質問	★回答★
56	事業者説明会資料13 キッズプラザ大阪管理運営等協定書（案）	P4	第14条において、「施設利用者その他の第三者から苦情、事故、負傷の申出又は損害賠償の請求等があったときには、乙の責任と費用負担により誠意をもって解決にあたるものとし、その内容を速やかに甲及び建物所有者に書面により報告するものとする。」とありますが、書面により報告すべき「苦情」「事故」「負傷」は、どの程度のものが対象となるのでしょうか。 また、事案の大小によらず、すべて貴市と建物所有者の両方に報告しなければなりませんか。	運営事業者に費用負担が生じる可能性のある事案については、本市及び建物所有者にご報告ください。
57	事業者説明会資料13 キッズプラザ大阪管理運営等協定書（案）	P5,6	第17条第5項において、「乙は、自主事業を実施する場合、施設の設置目的等に沿った事業を基幹事業の効果的な実施に影響を与えない範囲で、予め甲の承認のもと、自らの責任と負担において実施しなければならない」とあり、第19条第2項では、「……乙は、その実施する事業等に係る参加料等を用用者から徴収し、乙の収入とすることができる。当該参加料等の額は、甲の承認を得て乙が定めるものとする。」とあります。 ①第19条第2項で言う「その実施する事業等」とは、自主事業以外の基幹事業を指すと解してよろしいか。 ②「参加料等」とは、材料費等実費相当程度のものであっても貴市の承認が必要ということですか。	①自主・基幹問わず、有料で実施するものとします。 ②材料費等の実費相当であれば不要です。
58	該当なし	—	現運営事業者に雇用されている職員について、次期運営事業者による雇用の継続に関する貴市のお考え（期待・要請の有無）をご教示ください。 当社は円滑な引継ぎと運営の継続性の観点から継続雇用も検討しておりますが、貴市の方針を確認したく存じます。	現在の施設職員の継続雇用について、特段本市としての方針はございません。
59	該当なし	—	ボランティアスタッフの引継ぎについて現時点でのお考えをお聞かせください。また、ボランティアスタッフについて現状の人数や組織体制等があればご教授いただけますでしょうか。	ボランティアスタッフは、1年単位で登録しているものであり、個人情報になりますので、引継ぐことはできません。 なお、ボランティアスタッフの登録者数は199名（2025年度）となっております。

・現運営事業者：令和9年3月31日までの運営事業者（一般財団法人 大阪教育文化振興財団）のこと。
 ・運営事業者：今般の公募で選定される令和9年4月1日以降の運営事業者のこと。
 ・次期運営事業者：上記運営事業者の運営終了後、次回の公募で選定される運営事業者のこと。